

議案第63号

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年6月9日

三朝町長 吉田秀光

平成18年6月16日原案可決

三朝町議會議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第8条 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者は、<u>次に掲げる職員</u>（職員の配偶者で<u>その子</u>の親であるものが、常態として<u>その子</u>を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）が、別に定めるところにより、<u>その子</u>を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場</p>	<p>第1条～第8条 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>（職員の配偶者で<u>当該子</u>の親であるものが、常態として<u>当該子</u>を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）が、別に定めるところにより、<u>当該子</u>を養育するために請求した場</p>

合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び就業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- (2) 小学校に就学している子のある職員であって、別に定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）」が、別に定めるところにより、「その子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

第8条の3以下 略

合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び就業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）」が、別に定めるところにより、「当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

第8条の3以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。